

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次	
高知県公営企業局告示	ページ
◎告示（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部改正	1

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第4号

平成19年4月高知県公営企業局告示第7号（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、令和6年10月1日から施行する。

令和6年9月30日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

1中「別表第1第8号」を「別表第2第8号」に改める。
3の表中「第63条第2項第4号」を「第63条第2項第5号」に、「第64条第2項第4号」を「第64条第2項第5号」に、

<p>診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）に規定する回数を超えて受けた診療（選定療養に該当するものに限る。）</p>	<p>診療の点数に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、診療の点数に相当する額）</p>
---	--

を「

<p>診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号。以下「算定告</p>	<p>診療の点数に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を</p>
--	---

示」という。）に規定する回数を超えて受けた診療（選定療養に該当するものに限る。）

乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、診療の点数に相当する額）

<p>長期収載品（後発医薬品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）のある新医薬品等（同条に規定する新医薬品等をいう。）をいう。以下同じ。）の処方等又は調剤に係る特別の料金（選定療養に該当するものに限る。）</p>	<p>長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて算定告示で定めるところの例により算定した点数に10円を乗じて得た額に相当する額（以下「消費税抜きの特別の料金の額」という。）と当該消費税抜きの特別の料金の額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、消費税抜きの特別の料金の額）</p>
---	---

に改める。